

## 光市まちづくり市民協議会について

### 1 設 置

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置する。

### 2 役 割

#### (1) 所掌事務

- ア まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- イ 光市総合計画の策定及び進捗、新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- ウ (仮称) 光市人口ビジョン及び(仮称) 光市総合戦略の策定に関し、協議、評価、検証すること。
- エ その他市長が必要と認める議題について協議すること。

### 3 委員構成等

- (1) 委員数 38人
- (2) 任 期 3年を超えない範囲で市長が定める期間  
(今回の委員の任期は、平成30年3月31日まで)

### 4 会 議

- (1) 市長の求めにより、会長が招集する。
- (2) 会長、副会長を互選し、会長が議長となる。
- (3) 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課が行う。

### 【参 考】

※委員数は設置時のもの

	任 期	委員数	主な役割
第1期まちづくり市民協議会	H17.8~H19.7	45人	総合計画の策定に関する協議、検討
第2期まちづくり市民協議会	H20.1~H22.3	35人	総合計画の進捗に関する協議、検討
第3期まちづくり市民協議会	H22.10~H24.3	34人	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープラン等の策定に関する協議、検討
第4期まちづくり市民協議会	H24.8~H27.3	39人	総合計画の進捗に関する協議、検討

## 光市まちづくり市民協議会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 75 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日告示第 37 号

平成 19 年 11 月 20 日告示第 203 号

平成 21 年 3 月 31 日告示第 64 号

平成 27 年 4 月 1 日告示第 54 号

(設置)

第 1 条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び進捗並びに新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) (仮称) 光市人口ビジョン及び(仮称) 光市総合戦略の策定に関し、協議し、並びに評価し、及び検証すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、50 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第203号）

この告示は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成21年告示第64号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 第5期 光市まちづくり市民協議会委員

H27.5.18～H30.3.31

	氏 名	所属団体等
1	有 竹 英 喜	光市地球温暖化対策地域協議会会長
2	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
3	出 穂 真奈美	ニューファーマー
4	市 来 健之助	光市人権施策審議会会長
5	伊 東 和 枝	光市母子保健推進協議会
6	伊 藤 幸 子	光市連携・協働教育推進協議会
7	岩 佐 光 恵	NPO法人虹のかけ橋理事長
8	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
9	魚 本 恵 子	光市スポーツ推進委員協議会
10	梅 本 貞 則	周防中保護区保護司会光支部副支部長
11	木 村 芽 衣	公募委員
12	國 本 則 子	公募委員
13	小 林 富 江	光市連合婦人会会長
14	佐 川 和 幸	公募委員
15	澤 井 政 一	光市観光協会会長
16	下 倉 陸 彦	公募委員
17	高 橋 美 明	農事組合法人石城の里組合長
18	高 濱 智	公募委員
19	田 沼 一 彦	公募委員
20	田 村 良 平	公募委員
21	中 川 敬 造	光市老人クラブ連合会会長
22	深 来 登	周防連合自治会会長
23	藤 山 雅 己	光商工会議所専務理事
24	増 野 睦 子	E E n e 代表
25	松 本 奈津美	公募委員
26	宮 内 一 弥	公募委員
27	宮 尾 智 義	大和公民館館長
28	茂呂居 諭	ニューフィッシャー
29	山 根 明 子	光市男女共同参画推進ネットワーク
30	寒 川 哲 男	新日鐵住金ステンレス(株)光製造所庶務室長
31	中 村 孝 史	山口県周南県民局局长
32	上 野 浩 治	下松公共職業安定所所長
33	齋 藤 英 智	山口大学准教授
34	熊 野 稔	徳山工業高等専門学校教授
35	吉 松 克 則	山口銀行光支店支店長
36	宮 地 洋 充	東山口信用金庫光・室積支店支店長
37	一 倉 輝 男	光地区労働者福祉協議会